

北九州市犯罪被害者等支援検討会開催要綱

(開催目的)

第1条 北九州市における犯罪被害者等支援施策の検討にあたり、有識者の専門的見地からの意見を聴取するため、北九州市犯罪被害者等支援検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 検討会の構成員は、学識経験者や有識者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は委嘱の日から令和8年3月31日までとする。なお、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(検討会)

第4条 検討会は必要に応じて総務市民局安全・安心推進部長が招集する。

2 検討会は、構成員の2分の1以上が出席しなければならない。

3 オンライン会議システムを利用した会議への参加も可能とする。

4 座長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会の公開)

第5条 検討会は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合

(2) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(3) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(その他)

第6条 検討会の事務局を北九州市総務市民局安全・安心推進課に置く。

2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日に廃止する。